

令和5年度事業計画書

公益財団法人鳥取市環境事業公社

I 基本方針

経営戦略の一つである人材育成では、多様な人材の採用と積極的な職場内研修のほか、講習会等の受講による資格取得に対してバックアップを行い、広い視野を持ち課題解決のできる職員の育成を目指します。また、令和5年度は、SDGsの目標でもあるジェンダー平等の実現に取り組み、男性を中心とした職場のイメージが強い廃棄物業界のイメージアップに資するため、廃棄物の収集運搬業務に従事する女性職員を採用し、女性が活躍できる職場を目指します。

また、経営の健全性・適切性を確保する観点から、コンプライアンス定期監査等を適切に実施するとともに継続的な見直しを行うことにより、内部管理体制の強化を図ります。

令和4年度にスタートした新可燃物処理施設「リンピアいなば」の設備に故障が発生し、その修理のため、令和4年6月からごみの搬入ができない状況が続いていましたが、令和5年1月から試運転が開始され、令和5年4月より本格稼働が開始されます。リンピアいなばの本格稼働に併せて導入した運行管理システムによる無駄のない収集ルートの確立、収集業務に関わる人員配置の見直し等、令和5年度は効率的な収集業務の実現を図るために準備してきた成果が改めて問われる年となります。

公社の業務に誇りを持ち、地域に密着した企業として業務を行っていくよう職員一丸となって職務を遂行してまいります。

II 経営方針

新型コロナウイルス感染症の陽性者数が徐々に落ち着きつつある中で、令和5年5月8日に感染症法上の2類から5類に移行することが決定されました。

令和3年度から令和4年度の事業ごみの契約状況をみると、飲食店を中心に閉店などにより215件の契約中止が発生し、売上が年間約113万円落ち込みました。今後も依然として厳しい状況が続くことが予想されますが、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類へ移行されることで経済活動も徐々に回復することが見込まれるため、新規出店する事業所や活動を再開する事業所などへ積極的に営業活動を行い、増収増益を目指します。

また、お客様からの信頼を得ることをモットーに職員が一丸となって営業活動を行ってまいります。

業務第一部では、し尿収集及び浄化槽の管理清掃において年々対象世帯数の減少がみられるほか、浄化槽の設置基数は下水道接続に伴い減少している状況の中、未契約先や数年間清掃を行っていない浄化槽設置者に対して、行政機関、関係団体及び指定検査機関で令和3年度に立ち上げたプロジェクト部会にて啓発活動を行っており、当公社も足並みを揃えて啓発活動を行い、契約基数、清掃件数の現状数量の維持に努めます。

業務第二部では、燃料代の高止まりの中、効率的な収集ルートの見直しによる経費削減に努めるとともに、有機質肥料「土姫」の積極的な販路拡大を図ります。

施設部では、下水道施設の適切な水処理・汚泥処理を通じて、市民の生活環境や自然環境の保全に努めるとともに、電気料金や燃料費の高騰により維持管理コストが増加する中、管理コストの削減のため施設の省エネ、省力、低コスト化を進めます。

併せて、職員のスキルアップによる能率の向上に取り組みます。

Ⅲ 職員及び車両配置

1 職員配置

(人)

	公益目的事業	収益事業	法人会計	計
5年度	223	65	1	289
4年度	220	67	1	288
増減	3	△2	0	1

【内 訳】

(1) 総務部

(人)

	総務課	財産経営課	企画営業課	計
5年度	9	8	7	24
4年度	8	7	8	23
増減	1	1	△1	1

(2) 業務第一部

(人)

	第一課	第二課	計
5年度	21	8	29
4年度	21	8	29
増減	0	0	0

(3) 業務第二部

(人)

	業務一課	業務二課	業務三課	業務四課	計
5年度	88	12	40	25	165
4年度	86	13	37	29	165
増減	2	△1	3	△4	0

(4) 施設部

(人)

	施設第一課	施設第二課	施設第三課	計
5年度	43	11	17	71
4年度	43	11	17	71
増減	0	0	0	0

2 車両配置

(台)

	公益目的事業	収益事業	法人会計	計
5年度	100	49	3	152
4年度	100	49	3	152
増減	0	0	0	0

IV 事業計画

1 公益目的事業1 <生活環境の清潔の保持及び公衆衛生の向上に関する事業>

(1) し尿の収集運搬

鳥取市内（鳥取地域、国府地域）の家庭や事業所から排出されるし尿を汲み取り、因幡浄苑に運搬します。

	収集量 (kℓ)	職員 (人)	車両 (台)
5年度	1,400	2	2
4年度	1,450	2	2
増減	△50	0	0

(2) し尿及び集落排水汚泥の中継運搬

鳥取市及び周辺地域において中継槽に一時貯留されているし尿と集落排水汚泥を、因幡浄苑へ運搬します。

	基地数 (基)	収集量 (kℓ)	職員 (人)	車両 (台)
5年度	7	18,000	4	3
4年度	7	18,000	4	3
増減	0	0	0	0

(3) 浄化槽の清掃及び維持管理

ア 浄化槽清掃

浄化槽設置者との契約により、浄化槽法の規定に基づく適正な浄化槽やグリストラップの清掃を実施します。

イ 浄化槽保守点検

浄化槽設置者との契約により、浄化槽法に基づく適正な保守点検を実施し、放流水の排出基準に適合するよう、浄化槽機器の正常な機能を維持、管理します。

ウ 浄化槽の適正管理のための啓発事業

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査実施向上に向け、行政機関、関係団体、及び指定検査機関でプロジェクト部会を立ち上げ、数値目標を設定した上でロードマップを作成し、設定年度に向けて浄化槽設置者等に対する周知及び普及啓発について、保守点検、清掃、法定検査の違いや必要性をパンフレット等を用いて、浄化槽設置者に理解して頂き、浄化槽の適正管理のための啓発を行います。

	作業種別				職員 (人)	車両 (台)
	清掃 (基)	下水 接続 (件)	維持管理(基)			
			単独	合併		
5年度	2,000	200	780	600	13	11
4年度	2,000	200	790	620	13	11
増減	0	0	△10	△20	0	0

(4) 家庭ごみ収集運搬

鳥取市内の家庭から排出される生活ごみ（可燃、資源、小型破砕、プラスチック、ペットボトル、蛍光灯・乾電池、大型ごみ、古紙）の収集運搬を行うとともに、分別排出の徹底や適正排出の促進のため、園児等への分別教育イベント等を開催するなど啓発活動を行います。

区分		可燃	食品 トレイ ※1	資源	小型 破砕	プラス チック ※1	ペット ボトル ※2	蛍光管 乾電池	大型	古紙	事務	計
収集 回数	5年度	週 2	廃止	週 1	週 1	週 1	週 1	隔月	申込	月 1	—	
	4年度	週 2	週 1	週 1	週 1	週 1	月 2	隔月	申込	月 1	—	
職員 (人)	5年度	30	0	8	8	10	8	8	8	4	4	88
	4年度	30	6	8	8	8	4	8	7	4	3	86
	増減	0	△6	0	0	2	4	0	1	0	1	2
車両 (台)	5年度	15	0	4	4	5	4	4	3	2	0	41
	4年度	15	3	4	4	4	2	4	3	2	0	41
	増減	0	△3	0	0	1	2	0	0	0	0	0
対象 世帯	5年度	65,647										
	4年度	64,999										
	増減	648										

※1 令和5年度から食品トレイとしての収集を廃止し、プラスチックごみとして収集

※2 令和5年度から月2回の収集を週1回収集

※3 変更内容

	廃止	変更	
区分	食品トレイ	ペットボトル	プラスチック
台数・人数	3台・6名 減	2台・4名 増	1台・2名 増
収集回数	週1回	月2回 ⇒ 週1回	週1回
備考	プラスチックとして収集	収集頻度、増量に対応	増量に対応

(5) ふれあい収集

鳥取市と連携し、高齢者や障がい者等、ごみステーションまでのごみ出しが困難な家庭を対象に個別収集を行うとともに、排出者の安否確認の一環として1か月にわたりごみの排出が行われていない場合は鳥取市に報告を行うなど、市民生活に密着した業務として継続してまいります。

(6) 不法投棄等監視パトロール

鳥取市民の日常における生活環境を守り、自然環境を保護するため、当公社の保有・管理車両全てをパトロール車として位置付け、市内一円で不法投棄等監視パトロールを行います。毎月1回の強化日を定め、重点的にパトロールを実施し、不法投棄と思われる廃棄物、又は行為を発見した場合には、速やかに鳥取市へ通報します。

(7) 下水処理施設等運転管理

施設部では、鳥取市鳥取国府地域下水道等施設包括的管理委託業務（契約期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日）として、秋里下水終末処理場をはじめとする旧鳥取市及び国府町の下水道等施設の運転管理、機器修繕、水質試験等の業務を行っています。

因幡浄苑包括管理委託業務（契約期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日）では、し尿等の衛生的かつ効率的な処理を行い、鳥取県東部地域の生活環境の保持及び公衆衛生の向上を図る業務を行っています。

また、国・県・市が所管する雨水排水機場等の保守点検と大雨等災害時において排水運転を行う災害対応業務を行っています。

ア 維持管理方針

- ① 良好かつ安定的な下水処理・し尿処理を確保すること
- ② 適切かつ効率的な維持管理による持続的な下水道機能を確保すること
- ③ 迅速な災害配備と確実な排水運転により浸水害の防止に努めること
- ④ 効果的な省エネ対策を推進し、コスト縮減と温室効果ガス削減に取り組むこと
- ⑤ 下水道の普及及び啓発等の充実に努めること
- ⑥ 技術力向上を図り専門的な技術者を育成すること
- ⑦ 労働災害の防止と快適な職場環境の構築に努めること

イ 業務目標

- ① 公共下水道施設、集落排水処理施設、し尿処理場の運転管理、水質管理等業務
 - (ア) 水処理施設、汚泥処理施設の運転管理、水質管理を効率的かつ適正に実施し、常に良好で安定した水質の確保並びに汚泥処理の最適化と有効活用を推進します。
 - (イ) 流入水の基質や季節的な性状変化を見極めながら、日常の水質試験結果等を運転管理に反映させ、水質悪化を未然に防ぐ対応を行い、良好な放流水質を確保するとともに、公共用水域の水質保全に努めます。
 - (ウ) 機械設備・電気設備の機能診断・能力評価を行い、定期的な部品交換や分解整備、計画的な点検整備等による予防保全的修繕を実施し、故障・事故の未然防止を図るとともに機器の延命化に繋がります。
 - (エ) PDCA サイクルを活用した省エネ対策を実施し、機器稼働の効率化・適正化による運転管理手法の改善に取り組み、消費電力の削減と温室効果ガスの削減に努めます。
 - (オ) 施設機能の維持、管理の効率化を図るため、雨天時侵入水削減に向けた検証を継続的に取り組みます。
 - (カ) 日常業務を通じた技術習得を基本として、各種の資格取得や外部講師を招いた研修会の開催、先進地下水处理場視察研修などにより、専門的な知識・技能の習得に努め職員育成に繋がります。
 - (キ) 自主的な安全衛生活動を実践し、安全に対する意識を高め労災事故の防止に繋げるとともに、快適な職場環境を構築し職場の活性化を図り、職員の心身健康に繋がります。

② 雨水排水施設の保守点検、災害対応

大雨による市街地の浸水を防止するために設けられている雨水排水機場の機能を確実に発揮させるため、日常的に適切な維持管理に努めるとともに、迅速に運転管理体制を整え確実な対応にあたります。

③ 下水道の役割や環境保全の啓発

下水処理場見学対応では、見学を通して下水道の役割、効果、下水処理の仕組み、再資源化の取組等の説明を行い、下水道施設の必要性や環境保全の啓発活動を実施していきます。

また、夏休みには「下水道の日」として処理場見学会を企画し、市報や公社ホームページを活用して広報活動を行い、より多くの方に参加していただけるよう取り組みます。

令和5年度もとっとり市民電力が行う「エネルギーに関する出前授業」と提携し、積極的に見学者の受け入れを行います。

	職 員 (人)	車 両 (台)
5年度	71	20
4年度	71	20
増減	0	0

主要施設能力

施 設 名	区 分	処 理 能 力	処 理 方 式
秋里下水終末処理場	終末処理場	72,400m ³ /日	標準活性汚泥法
千代水クリーンセンター	終末処理場	13,200m ³ /日	標準活性汚泥法
吉岡クリーンセンター	終末処理場	1,800m ³ /日	高度処理OD法
因幡浄苑	し尿処理	100kℓ/日	膜分離高負荷脱窒素

管理施設数（令和5年3月末現在）

種 別	施設数
公共下水道処理施設（秋里下水終末処理場ほか）	3 施設
汚水中継施設（中継ポンプ場・マンホールポンプほか）	109 施設
雨水排水施設（幸町ポンプ場ほか）	12 施設
農業集落排水処理施設（大和神戸農業集落排水処理施設ほか）	22 施設
農業集落排水マンホールポンプ施設（横枕中継ポンプ場ほか）	188 施設
し尿処理施設（因幡浄苑）	1 施設
国・県・市都市整備部・市農林水産部の雨水排水施設 （狐川・西大路・東大路・西円通寺ほか）	26 施設
計	361 施設

(8) 下水道管渠

ア 下水道管渠巡視点検

鳥取駅前周辺の一部を除く区域を10年サイクルで全延長を点検できるよう、計画を立てて点検を行います。

イ 下水道管渠清掃

区域ごとに10年計画を立て、計画的な清掃を行います。また、上記アの巡視点検で土砂の堆積及び油脂類の付着等が見られる場所については、詰まり(閉塞)・悪臭の原因になるため、年1~2回程度定期的に清掃を行います。

なお、詰まり等が発生した場合には、24時間体制で対応します。

ウ 下水道管渠調査

区域ごとに10年計画を立て、計画的な調査を行います。これにより、破損・漏水等を早期発見し、陥没等の事故が発生しないよう、修繕業務に役立てます。また、土砂堆積等の状況により、清掃計画にも役立てます。

	取扱量 (m)			職員 (人)	車両 (台)
	管渠 清掃工	巡視 点検工	TVカメラ 調査工		
5年度	21,210	104,500	9,130	8	9
4年度	21,200	104,000	9,100	8	9
増減	10	500	30	0	0

(9) 地域水道施設維持管理

鳥取市の地域水道施設を適切に管理し、安全な水の安定供給を行います。

	施設	職員 (人)	車両 (台)
5年度	51	2	2
4年度	55	2	2
増減	△4	0	0

(10) 食品リサイクルの促進

食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者等から排出される食品廃棄物等を収集し、福部工場で堆肥の原料として再資源化を行うとともに、食品関連事業者等に対しては、食品廃棄物のリサイクル促進の啓発を行います。

	食品廃棄物			汚泥受入		
	取扱量(t)	職員(人)	車両(台)	取扱量(t)	職員(人)	車両(台)
5年度	460	5	2	2,150	3	4
4年度	483	5	2	2,700	3	4
増減	△23	0	0	△550	0	0

(11) 廃発泡スチロールの再資源化

事業所等から排出された廃発泡スチロール（廃プラスチック類）を減容固化によりプラスチック原料（インゴット）に再資源化するとともに、中間処理施設を積極的に公開する等、循環型社会の形成に向けた啓発を行います。

	取扱量(t)	職員(人)	車両(台)
5年度	22	3	1
4年度	22	3	1
増減	0	0	0

(12) 専ら物等の再資源化

収集した廃棄物のうち金属くず、古紙、ペットボトル等の再生可能資源を分別し、リサイクル施設へ運搬します。

	取扱量(t)	職員(人)	車両(台)
5年度	1,180	7	5
4年度	1,200	7	5
増減	△20	0	0

2 収益事業1 <事業系廃棄物の収集運搬及び中間処理に関する事業>

(1) 事業ごみ収集運搬事業

事業活動によって生じる事業ごみのうち可燃物等の一般廃棄物並びにアパート等から排出される生活ごみを収集し、処理施設へ運搬します。

	月極契約(件)	職員(人)	車両(台)
5年度	3,100	27	17
4年度	3,120	28	17
増減	△ 20	△ 1	0

(2) 産業廃棄物収集運搬事業

事業活動によって生じる事業ごみのうち、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）を収集し、処理施設へ運搬します。

	月極契約(件)	職員(人)	車両(台)
5年度	2,600	30	23
4年度	2,700	31	23
増減	△ 100	△ 1	0

(3) 廃棄物中間処理事業

食品リサイクル事業で処理された堆肥の原料を有機質肥料「土姫」に商品化し、販売します。

	生産量(t)	職員(人)	車両(台)
5年度	380	2	1
4年度	400	2	1
増減	△ 20	0	0

V その他

1 道路パトロール

令和5年度も「道路損傷等による危険箇所の情報提供に関する協定」に基づき、道路パトロールを実施します。

これは、業務中に公社車両が道路に損傷等の異常、危険箇所を発見した場合、鳥取市に速やかに通報することにより、公益の還元を図るものです。なお、毎月1回の強化日を定め、重点的にパトロールを実施します。

2 避難場所の提供

鳥取市との「災害時における避難場所としての施設利用に関する協定」に基づいて、地震や洪水等の災害時には、社屋の一部を近隣地区住民の避難所として開放します。また、令和3年度には非常用発電設備が完成し、停電時にも対応が可能となりました。

3 社会貢献活動

鳥取砂丘一斉清掃や海ごみゼロウィーク、千代川クリーンアップ作戦等環境保全活動への参加、市内の保育園や学校でのごみの分別教育、病院への車いすの寄贈など、公益法人としての社会貢献活動に取り組みます。

また、社屋4階セミナールームを会議や研修会等の会場として一般に開放します。

土姫農園を広く市民に提供し、地域コミュニティーの形成や市民の健康増進につなげます。

4 施設の安全安心の強化

公社が所有する施設又は業務受託により管理運営する施設で発生が見込まれる対人対物被害のリスクを回避するため、下水道事業団や損保会社の賠償責任保険へ加入します。

5 SDGsへの取り組み

持続可能な開発目標の実現に向けて、公社の特性を鑑み、次の3つの目標の実現を重点分野として職員一丸となって取り組みます。

(1) 職場と教育環境の向上（4 質の高い教育をみんなに）

- ① 研修等による職員のスキルアップを図り、専門的スキルを有する人材を育成します。
- ② 環境のプロフェッショナルとして必要な知識・経験・技能を有する人材を育成し、誇りの持てる、働きがいのある仕事の実現を目指します。
- ③ 教育活動は、学校教育という枠を超え、就学前教育、職業技術教育・訓練、環境教育、保健・衛生教育といった多様なニーズに応えることが求められるようになったことから、

就学前教育として、保育園児等に環境教育を実施します。

(2) 水質保全と公衆衛生の維持管理 (6 安全な水とトイレを世界中に)

- ① 下水道等施設の適正な維持管理により、良好な処理水質の確保を行い、公共用水域の水質保全と生態系の保護を維持し、公衆衛生の向上と環境負荷の軽減に繋がります。
- ② 浄化槽及び排水設備の保守点検を行い、水質保全を維持し公衆衛生の向上を目指します。
- ③ 中山間地域に点在する地域水道施設の点検等を適切に行い、安全で安定した飲料水の供給に努めます。

(3) 環境の保全活動 (11 住み続けられるまちづくりを)

- ① 都市と人間の居住地に快適で安全な暮らしを提供します。
- ② 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指します。
- ③ 紙の消費やCO2の排出を抑えるため、書面による請求書を削減します。
- ④ 大雨等災害時において、迅速な対応と適切な運転操作を行い、水害を防止するとともに生活環境の保全と浸水の防除に努めます。
- ⑤ 鳥取市の美しい自然を守るため、鳥取砂丘一斉清掃などの環境保全活動へ積極的に参加します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

